

○福井県漁港管理条例（昭和41年福井県条例第40号）（抜粋）

（プレジャーボート等による利用）

第十条 漁港の区域(放置禁止区域に限る。)内の水域において、スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、遊漁船その他の船舶(以下「プレジャーボート等」という。)の停けい泊をしようとする者は、指定管理施設を利用しなければならない。

（指定管理者による管理）

第二十一条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、小浜漁港の漁港施設のうち知事が指定するものの管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、第一項に規定する漁港施設（以下「指定管理施設」という。）の管理上特別の事由がある場合として規則で定める場合にあつては、前項の規定により申請することができるものを指名することができる。

（指定管理者の指定の基準）

第二十二条 知事は、前条第二項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち指定管理施設の管理を最も適切に行うことができると認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理の経費の縮減が図られるものであること。

三 指定管理施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして規則で定める基準

（指定の公示等）

第二十三条 知事は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、または管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じたときも同様とする。

2 指定管理者は、その名称または主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第二十四条 指定管理者が行う指定管理施設の管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
- 二 利用料金(第二十九条第一項に規定する利用料金をいう。以下この号において同じ。)の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務
- 三 指定管理施設の維持管理に関する業務
- 四 指定管理施設の利用の促進に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理に関し知事が必要と認める業務

(指定管理施設の供用日および供用時間)

第二十五条 指定管理施設の供用日は、一月四日から十二月三十日までの日(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第三条に規定する休日に該当する場合を除く。)とする。

- 2 指定管理施設の供用時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て第一項の供用日または前項の供用時間を変更することができる。

(指定管理施設の利用の許可)

第二十六条 指定管理施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用の申請をし、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の利用の申請を受けた指定管理者は、当該指定管理施設の利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該指定管理施設の利用の許可をしなければならない。
 - 一 第三条第一項に規定する行為に該当するおそれがある場合
 - 二 前号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理上支障があると認められる場合
- 3 指定管理者は、第一項の許可に指定管理施設の管理上必要な限度において条件を付することができる。
- 4 第一項の許可の期間は、一年を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合であつて知事の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理施設の利用に係る許可事項の変更)

第二十七条 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者に当該許可を受けた事項の変更の申請をし、その許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第二項および第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、前条第二項中「利用」とあるのは「許可を受けた事項の変更」と読み替えるものとする。

- 3 前条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第二十八条 第二十六条第一項または第二十七条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 指定管理施設を当該許可に係る利用の目的以外の目的に利用しないこと。
 - 二 当該許可を受けた指定管理施設を転貸し、または当該許可に基づく権利を譲渡しないこと。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理上支障がある行為をしないこと。
- 2 利用者は、指定管理施設の利用を終了したときは、速やかに、当該指定管理施設を原状に復さなければならない。

(利用料金)

第二十九条 利用者は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第三に定める限度額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

(利用料金の不還付)

第三十条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

- 一 災害その他やむを得ない理由により指定管理施設を利用することができなくなつたとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない理由により指定管理施設を利用することができなくなつたとき。

(利用料金の免除)

第三十一条 指定管理者は、公用または公共の用のために指定管理施設を利用する場合で特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金の全部または一部を免除することができる。

(指定管理施設の利用の許可の取消し等)

第三十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第二十六条第

一項もしくは第二十七条第一項の許可を取消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは指定管理施設を原状に回復することその他必要な措置をとることを命ずることができる。

一 この条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反している者

二 第二十六条第一項または第二十七条第一項の許可に付された条件に違反している者

三 偽りその他不正の手段により第二十六条第一項または第二十七条第一項の許可を受けた者

四 利用者のうち、正当な理由なく許可を受けた日から一月以上当該許可に係る指定管理施設の利用を開始しない者

(罰則)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

八 第三十二条の規定による指定管理者の命令に従わない者

別表第三(第二十一条、第二十九条関係)

漁港施設名		限度額
防波堤 護岸 岸壁 物揚場 栈橋	艇長一メートルごとに一日につき	三十一円四十三銭
泊地	艇長一メートルごとに一日につき	二十円九十伍銭

備考

- 一メートル未満の端数は、一メートルに切り上げる。
- 利用料金の一件当たりの金額が百円未満のときは、百円とする。